

平成25年10月30日

各部室かい長様

財務部長 堀江雄二

平成26年度予算編成方針について

1 国の動向

国は、10月1日に公表された日銀短観において、大企業の製造業の景気判断は大幅に上昇しリーマン・ショック前の水準を回復したとの発表や有効求人倍率の回復、設備投資の持ち直しなどを受け、景気回復のチャンスをさらに確実なものにすることで、経済再生と財政健全化は両立し得ると判断し、平成26年4月1日からの消費税率引上げを決定したところであります。

また、増税による景気の腰折れを防ぐため、1兆円規模の企業向け減税のほか、低所得者への現金給付などを含め5兆円規模の新たな経済対策を行うことも併せて示されました。

しかしながら、消費増税と一体的に行われる社会保障制度改革については、依然としてその全容が明らかにされていないことに加え、新たな経済対策の多くは、今後詳細が検討されるなど、地方財政を取り巻く環境は極めて流動的な状況にあります。

したがって、今後実施される経済対策を含め、引き続き、国の動向を注視するとともに、消費税率の引き上げに伴う諸制度の改正などにも十分留意する必要があります。

2 本市の財政状況

本市の財政は、一般会計の決算で、3年連続の実質収支の黒字を確保し、財政状況は確実に改善に向かってはいるものの、これは職員給与等の削減や財政調整基金の取り崩しによる財源対策があつてのことであり、依然として厳しい財政状況にあることに変わりはありません。

平成26年度においても、国の予算編成や地方交付税の動向が不透明な中、歳入では人口減などに伴う市税収入の減、歳出では、扶助費の増加傾向が続くことが想定されるほか、消費税率の引き上げに伴う諸制度の改正などの影響が懸念されるところです。

そうしたことから、あらためて歳入に見合った歳出が予算の基本であるということ職員全員が認識し、全ての事業について、その必要性の検討を行うなど、真の財政再建に向けた取組が必要です。

3 予算編成の基本方針

以上のような状況等を踏まえ、平成26年度の本市予算編成にあたっては、以下の点を基本方針として取り組むこととします。

- ① 「真の財政再建」に向けて、健全化の取組を継続していく必要があることから、職員一人ひとりが「最少の経費で最大の効果を挙げる」ことを意識し、歳入の確保や経費の節減など、収支改善の取組を引き続き強力に実行することを基本とすること。
- ② 既存の全ての事務事業について、ゼロベースの視点で必要性、有効性を厳しく検証し、スクラップ アンド ビルドによりメリハリをつけるとともに、行政サービスのコストの低減や質の向上を進め、物価の上昇や消費税の増税分については、安易な歳出増とならないよう留意すること。
- ③ 新規事業の創設や既存事業の拡充は、次に示した項目を踏まえ要求すること。
 - ア 新規事業は、事業の公益性はもとより、その必要性、緊急性などを十分に検討するとともに、事業の終期あるいは事業の存廃を判断する時期を設定し、後年度の負担を明らかにした上で要求すること。
 - イ 既存事業の拡充は、これまでの成果を検証するとともに、拡充によって得られる費用対効果を示し要求すること。
 - ウ これらの要求に当たっては、所期の目的を達成した事業や社会的に必要性が低下した事業など事業全体を検証し、廃止や縮小、再構築といった恒久的な歳出の削減による財源の捻出、又は新たな財源の確保といった「ペイ アズ ユー ゴー 原則」を念頭に置いて事業を構築し要求すること。
- ④ 「第6次小樽市総合計画実施計画」及び「小樽市過疎地域自立促進市町村計画」との整合性に留意すること。
- ⑤ 国及び道の制度や財源措置などについては、当面現行制度のもとで要求することとするが、今後、国の予算編成において、制度の変更なども想定されることから、その動向に十分留意し、必要に応じ修正を行うこと。
- ⑥ 予算要求と全体調整

平成26年度予算要求では、各部においては別途通知する予算要求基準額の範囲内での要求を基本とすること。(扶助費の自然増等を除き、原則として平成25年度当初予算の範囲内とする。)

なお、現時点で、国の予算編成が地方財政に与える影響についての予測が困難であることから、範囲内であっても予算総額の調整のため査定を行うなど機動的に対応していくものとする。